

第12章 景観形成の推進方策

12-1 景観施策の推進

① 景観重点区域の景観づくりの推進

本計画により設定された景観重点区域について、住民主導で住民意見がまとまった地区から景観形成の方向性を明らかにして、景観協定、法規制等についての検討を進めます。

② 地域別景観ガイドラインの作成

景観重点区域や道路、河川等の公共施設整備に併せて周辺地域の地域別景観ガイドラインを作成し、良好な景観形成を進めます。

③ 景観協議会の設置

景観計画策定後に景観計画区域における良好な景観の形成を継続的に図るために必要な協議を行うため組織される協議会を設置します。構成員は、景観行政団体、関係行政機関、商工・観光関係団体、農林漁業団体、電気・通信・鉄道等の公益事業者、住民、NPO 団体など。この協議会で協議が整った事項についてはこれを尊重し、景観計画に反映します。

④ 景観広報活動の推進

景観写真コンクールや景観表彰制度を定期的実施し、市のホームページなどに公開し、本市の良好な景観や景観形成活動について、市民が共有化する取組みを展開します。

また、景観をテーマとするシンポジウム等を開催し、景観まちづくりについて市民が考える機会を設けます。

12-2 関連施策との連携

① 都市計画との連携

都市計画法の用途地域の容積率、建ぺい率の規制とともに、城南地区、高橋地区などでは地区計画制度による景観形成の誘導、整備を促進し、市民による建築行為における景観形成を進めています。

② 文化財施策との連携

本市で進められている「多賀城市歴史的風致維持向上計画」（平成 23 年度～平成 32 年度）による各種事業と連携して、歴史風致に係る景観形成を推進します。また、市川地区では「特別史跡多賀城跡附跡第3次保存管理計画」に基づき景観形成を図ります。

③ 公共事業との連携

本市の事業管理者のほか、国、県等の公共事業の管理者と連携して、景観重要公共施設整備等に併せ良好な景観形成を推進するとともに、周辺の市民による建築行為等の景観形成を推進します。

④ 復興関連事業との連携

復興関連事業による新たなまちづくりについて、安全と効率を図るとともに、景観の視点での取組みに努め、良好な景観の再生を推進します。

⑤ 庁内他部門との連携

景観施策の推進に当たり、「多賀城景観ポータルサイト」を構築し、各種景観事例の紹介や市民活動の紹介、緑化活動、景観教育の取組みなど、全庁の情報共有、連携による取組みを進めます。

12-3 景観法による制度等の運用

① 住民等の提案制度（法第11条関係）

良好な景観形成を行う0.5ha以上の土地又は建物の所有者等の住民より、景観計画の策定又は変更が提案された場合は、景観協議会での議論を踏まえて、速やかに対応を検討します。

② 景観協議会（法第15条関係）

公共空間の景観形成に向けたテーマ、課題に当たっては、必要に応じて、関係する公共施設管理者、交通事業管理者、電気・通信事業者、地域住民、景観整備機構等で組織する協議会を設置し、情報の共有を行い取り組むこととします。

③ 景観整備機構（法第92条関係）

一定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人又はNPOによる景観形成を促進するため、申請された場合は景観審議会での審議を経て、必要に応じて景観整備機構の指定を行います。

12-4 市民による景観まちづくりへの支援

① 景観形成情報の提供

市民が自ら景観形成に取り組むため、市民活動の先進事例や他都市の取組みの紹介を行うとともに、統一感ある景観まちづくりの手法や良好な景観形成の手法やなどの景観設計マニュアルや色彩モデル基準の作成などの情報提供に努めます。

② 建築、造園業者等との連携

景観まちづくりを具体的に担う建築、造園等の設計・施工業者に向けて、景観形成の手法や法規等の制限について、意見交換会を行うなど、事業者と協働で景観づくりに取組みます。

③ 助成制度の充実

市民が行う景観形成の取組みとして、生け垣づくり、花のまちづくりや板倉の修繕に対する補助制度が実施されていますが、今後、市木のサザンカを活かすなどの多賀城らしい市民の景観づくりを支援する助成制度の充実に向けて取り組むこととします。

■実施中の補助制度

・生け垣事業の推進

緑豊かなまちづくりを推進し、都市緑化の向上を図るため、道路沿いに既存ブロック塀から生け垣に転換する個人、団体等に対して、生け垣設置費用、撤去費用の一部を助成して、道路沿いの良好な緑地景観の形成を促進します。



・花のまちづくり事業の推進

市道、公園、集会所等の公共の場所に花壇又はプランター類を植栽するのに必要な費用の一部

を助成して、市民による花のまちづくりによる景観形成を促進します。



• 板倉等の修繕・維持の推進

多賀城市歴史的風致維持向上計画で定められた重点区域（本計画重点区域）内に所蔵される板倉、石倉、土蔵等の歴史的な建造物について歴史的風致形成建造物としての認定を行い、歴史的な外観様式の意匠の保全や復元等に係る費用の一部を助成して、歴史的景観の維持・保全を促進します。



■実施を検討中の補助制度

• 塩竈街道の修景の推進

歴史的風致を形成している塩竈街道における道路の美装化、説明板の設置、公共施設（電柱・交通標識・街路灯等）の整備に併せて、沿道に存する住宅外構部の修景に関する補助制度を創設して、塩竈街道の歴史を伝える景色を再生させる取り組みを進めます。



塩竈街道と板塀（イメージ）

• 「おくのほそ道の風景地」の修景の推進（歌枕環境整備）

国の名勝に指定されている歌枕の地、「沖の井」と「末の松山」における水質改善や水路の整備（沖の井）、周辺道路の美装化の整備に併せて、沿道の住宅外構部の修景に関する補助制度を創設して、かつての歌人達があこがれた歌枕の地を取り戻し、歴史を伝える景色を再生させる取り組みを進めます。



末の松山の修景（イメージ）



沖の井の修景（イメージ）